

お客様へのお知らせ

平成24年4月25日
社団法人 日本シャッター・ドア協会

「シャッターをより安全にお使いいただくために」

シャッターを"安全"かつ"安心"してお使いいただくためには、取扱説明書に沿った正しい"お取り扱い"と、日頃からの"維持・管理"が大切です。取扱説明書に記載されている注意事項をお読みいただいた上で操作していただき、お客様ご自身によるお手入れや日常点検とあわせて、専門メーカーによる保守点検を行っていただきますようお願いいたします。

とくに設置してから年数が経過したシャッターをご使用されている場合は、部品が摩耗していたり、安全装置が未装着の場合もありますので、"日常点検"と"保守点検"をぜひ実施していただくとともに、安全装置を設置していただきますようお願いいたします。

1. シャッターのお取り扱いについて

シャッターをご使用の際は、次の"ご使用上の注意事項"に従って操作してください。また、商品毎の取扱説明書・表示ラベルをよくご確認の上、正しくご使用いただきますようお願いいたします。

シャッターを正しくご使用いただきませんと、思わぬ事故につながる場合がありますのでご注意ください。

<ご使用上の注意事項 >

- シャッターの下に人がいないこと、物がいないことを確認してから操作してください。
- シャッターの下に物を置いたり、車を停車させないでください。
- シャッターの開閉中は、人や車の出入りはしないでください。また、顔や手を出したりシャッターの下に物を置いたりしないでください。
- シャッターの動作中はそばを離れず、シャッターが停止するまで目を離さないようにしてください。
- 台風などの強風時には、シャッターに近づいたり動かしたりしないでください。また、中柱つきの商品では中柱を確実に固定してください。
- シャッターの点検・修理には専門知識が必要です。お客様による修理・分解・改造は絶対にしないでください。
- 製品を長期間に亘って安全かつ安心してご使用いただくためには日常点検と定期点検が必要です。
- シャッターの操作・動作について少しでも不確かな点がありましたら、取扱説明書でご確認いただくか、各メーカーにお問い合わせいただき、確認の上でご使用ください。
- いつもと異なる動きをしたり異音がするときは速やかに使用を中止して、以下の処置を実施した上で、各メーカーへご連絡ください。

- ・シャッターが停止していても、顔や手を出したりシャッターの下に物を置かないでください。
- ・シャッターの下を人や車が通行しないよう措置をとってください。
- ・シャッターの操作ができないよう措置・表示を行い、第三者が誤って作動させないようにしてください。

2. 日常点検のお願い

日常点検として、お客様ご自身で以下の事項を実施していただきますようお願いいたします。

- 表示ラベルの脱落、破れ、はがれなどがないか確認してください。読めなかったり、正しく貼られていなかったり、破損していた場合は、新しいラベルと交換するために、各メーカーへご連絡してください。
- 開閉状態を確認してください。
 - ・今までと違った異音がないことを確認してください。
 - ・今までと違った振動がないことを確認してください。
 - ・外観に使用に支障をきたすような変形がないことを確認してください。
 - ・全開・全閉で停止することを確認してください。
- 日常点検で異常を感じたり、以下のような症状を確認された場合は、速やかに使用を中止し、専門メーカーへご連絡ください。
- （症例）
 - ・シャッター開閉中に従来とは異なる異音がする。
 - ・シャッターの開閉中の動作がスムーズではない（引っかかるような動作など）。
 - ・シャッターの停止位置が変わる（停止後ずれる、従来の停止位置から変化したなど）。
 - ・シャッター停止操作後、すぐにシャッターが停止しない。

3. 保守点検のお薦め

シャッターは、設置からの経過に伴う経年劣化や、開閉動作に伴う部品の消耗などが生じます。

不調や故障を早期に発見し、最適な使用状態を保ち続けるためには、保守点検が不可欠です。お客様に行っていただく"日常点検"と、専門技術者による"定期点検"を実施していただくことをお薦めします。

定期点検では商品の状態とともにご使用期間やご使用回数などを考慮して、部品交換やシャッターのお取替えについてもご提案いたします。

また、シャッターが故障した場合には、速やかに各メーカーへご連絡してください。

4. 安全装置の設置について

ご使用になっているシャッターの種類によって、安全装置が設置されている製品と設置されていない製品があります。

4. 1 防火シャッターには『危害防止装置』の設置が義務づけられています。

まず、煙感知器などが感知して作動する防火シャッターの安全装置は、"危害防止装置"

と呼ばれ、平成 17 年 12 月以降に着工した建物には設置が義務づけられました(建築基準法施行令第 112 条第 14 項)。これ以前に設置されたシャッターは、増改築や大規模修繕等が行われなければ法律が適用されない(既存不適格)ため、平成 17 年 12 月より前に建てられた多くの建物には"危害防止装置"が設置されていませんので、安全性を確保するために設置していただくことをお勧めします。

"危害防止装置"とは、煙若しくは熱感知器、または手動閉鎖装置の作動により防火シャッターが自重で降下している際に、シャッターが人や物に接触すると閉鎖動作を停止し、人や物がなくなると再び降下をはじめて完全に閉鎖し防火区画を形成する装置です。

4. 2 一般の管理用シャッターには『障害物感知装置』の設置をお勧めします。

また、日常的に出入り口等で使用されている管理用シャッターの安全装置は、"障害物感知装置"と呼ばれ、平成 7 年 7 月に施行された P L 法 (製造物責任法) 以降、安全確保のために各メーカーが製品への設置を推奨しています。

"障害物感知装置"とは、シャッターの降下中に障害物を感知すると停止または反転し、万一のトラブルを未然に防止する装置で、光電感知方式、ボトム感知方式、負荷感知方式などがあります。

このように、近年施工されたシャッターには"安全装置"が設置されていますが、過去に設置され、長年にわたってご使用いただいているシャッターには"安全装置"が設置されていない場合があります。『危害防止装置』及び『障害物感知装置』は、既にご使用いただいているシャッターにも設置することが出来ますので、ご使用中のシャッターに"安全装置"が設置されていない場合には、安全確保のため、各シャッターメーカーへお問い合わせの上、設置していただくことをお勧めします。

お客様におかれましては、正しくお取り扱いいただく上での"日常点検"と"保守点検"の実施及び"安全装置"を設置していただき、シャッターを安全かつ安心してご使用いただくようお願い申し上げます。

以 上